

練馬区小中一貫教育推進方針

平成 28 年（2016 年）6 月

練馬区教育委員会

は　じ　め　に

平成 17 年 10 月、中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」において、義務教育に関する制度の見直しが示されました。その後、全国の各自治体で校種間の円滑な接続・連携の観点を重視した小中一貫教育校の開校が相次ぎ、小中一貫教育の取組が広がりを見せました。平成 27 年 6 月には、学校教育法が改正され、新しい学校種として義務教育学校の設置が可能となり、小中一貫教育が法制化されました。

練馬区教育委員会では、平成 20 年 11 月に「練馬区立小中一貫教育校設置に関する基本方針」を策定し、平成 23 年 4 月、練馬区初の施設一体型小中一貫教育校として大泉桜学園を開校しました。

平成 24 年 2 月には「練馬区小中一貫教育推進方策」を策定し、施設が離れた小中学校を小中一貫教育研究グループや小中一貫教育実践校に指定することで、中学校区を基盤として 9 年間を見通した教育を進めているところです。

練馬区が本格的に小中一貫教育に取り組み始めて 5 年が経過し、練馬区教育委員会では、平成 25 年 11 月に、学識経験者、保護者、校長等で構成する練馬区小中一貫教育推進会議を設置しました。本推進会議では、これまでの施設一体型小中一貫教育校および小中一貫教育研究グループ・小中一貫教育実践校における取組を踏まえ、これから練馬区小中一貫教育のあり方について「練馬区小中一貫教育推進方針」をまとめさせていただきました。

今後は推進方針に基づいて、全区立小中学校でさらに小中一貫教育を進め、練馬の子供たちの学力・体力を伸ばし、豊かな人間性・社会性を身に付け、学校生活の安定を図るため、9 年間を見通した義務教育の質を高めてまいります。

結びに、「練馬区小中一貫教育推進方針」の提言にご尽力いただきました、文教大学教授の葉養正明先生、帝京大学教職大学院教授の岡田行雄先生をはじめ、保護者、校長会の代表など委員の皆様に、厚く御礼申し上げます。

平成 28 年 6 月

練馬区教育委員会 教育長 河 口 浩

練馬区小中一貫教育推進方針 目次

第1章 推進方針の作成について	1ページ
1 練馬区における小中一貫教育推進の経緯	
2 推進方針の位置づけ	
第2章 練馬区が取り組む小中一貫教育	2ページ
1 小中一貫教育の定義	
2 小中一貫教育の必要性	
3 小中一貫教育のめざすものと成果	
第3章 全区展開後的小中一貫教育の進め方	5ページ
1 小中一貫教育に取り組む小中学校の組合せ	
2 施設形態と小中一貫教育の取組	
3 小中一貫教育実践校の役割	
4 今後的小中一貫教育実践校のあり方	
第4章 小中一貫教育校および義務教育学校の設置	12ページ
1 小中一貫教育校設置の意義と効果	
2 国における小中一貫教育の制度化に向けた動き	
3 小中一貫教育校および義務教育学校に関する検討	
4 施設一体型小中一貫教育校の通学区域と学校選択制度	
5 今後の施設一体型小中一貫教育校設置に向けた考え方	
6 施設分離型小中一貫教育校の設置について	
7 小中一貫教育校の候補となる小中学校	
第5章 特別支援教育における小中一貫教育	24ページ
第6章 今後的小中一貫教育の進め方	26ページ
1 2校目の施設一体型小中一貫教育校の設置	
2 小中一貫教育実践校のあり方	
3 特別支援教育における小中一貫教育	
4 小中一貫教育の評価	
5 教育委員会の役割	

(巻末資料)

資料1 隣接・近接している小中学校の状況

資料2 4エリア イメージ図

資料3 練馬区小中一貫教育推進会議の設置・運営について

資料4 小中一貫教育推進会議委員名簿

第1章 推進方針の作成について

1 練馬区における小中一貫教育推進の経緯

練馬区教育委員会では、平成15年3月の「21世紀の練馬の教育を考える懇談会」答申を契機として、小中一貫教育校の設置に向けて検討を始めることとなった。

平成20年11月に策定した「練馬区立小中一貫教育校設置に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)に基づき、大泉学園桜小学校と大泉学園桜中学校を小中一貫教育校に選定し、平成23年4月、練馬区初の施設一体型小中一貫教育校として、大泉桜学園を開校させた。

大泉桜学園の開校と並行して、平成23年4月、10組の小中学校を小中一貫教育の研究グループとして指定し、施設が離れた小中学校における小中一貫教育の研究を開始した。平成23年5月には小中一貫・連携教育推進検討会を設置し、施設が離れている小中学校における小中一貫教育の進め方などについて検討し、平成24年2月、「練馬区小中一貫教育推進方策」(以下「推進方策」という。)を策定した。

平成25年度以降、推進方策に基づいて、小中一貫教育研究グループの指定を段階的に拡大するとともに、2年間の研究期間を終えた研究グループは小中一貫教育実践校に移行して取組を継続してきた。平成27年度には、研究グループ指定が全中学校区に拡大した。

2 推進方針の位置づけ

「推進方策」では、小中一貫教育校大泉桜学園の成果を生かして、すべての小中学校が小中一貫教育に取り組むための方策を明らかにした。全小中学校が小中一貫教育実践校・連携校となったのち、どのように小中一貫教育を進めていくのかについて方向性を示す必要がある。

また、2校目の中学校設置について検討を進めるにあたり、大泉桜学園の検証を踏まえて「基本方針」を見直す必要がある。

そこで、「基本方針」と「推進方策」をともに見直し、両者を統合したものとして「練馬区小中一貫教育推進方針」としてまとめることとした。

第2章 練馬区が取り組む小中一貫教育

1 小中一貫教育の定義

練馬区教育委員会が平成20年11月に策定した「基本方針」では、小中一貫教育の定義を「義務教育の小中学校9年間を一貫した教育課程と学校環境のもとで実施するもの」と規定しており、施設一体型小中一貫教育校における教育活動を想定した定義となっていた。

平成24年2月にまとめた「推進方策」では、従来取り組んできた小中連携教育をさらに一步進めて、連續性・系統性のある教育課程に取り組むために、施設一体型小中一貫教育校における教育活動だけでなく、施設が離れている小中学校が連携・協力して「義務教育9年間を見通した教育課程のもとで実施する教育活動」についても「小中一貫教育」と呼ぶこととしている。

一方、文部科学省の「学校段階間の連携・接続等に関する作業部会」が平成24年7月にまとめた「小中連携、一貫教育に関する主な意見等の整理」においては、「小中連携のうち、小・中学校が9年間を通じた教育課程を編成し、それに基づき行う系統的な教育」を小中一貫教育と定義している。

小中一貫教育実践校では、課題改善カリキュラムとして9年間を見通したカリキュラムを作成してはいるものの、全教科で9年間を通じた教育課程を編成しているわけではない。練馬区教育委員会としては、当面は従来どおり、小中連携と小中一貫の全体を小中一貫教育と捉えて推進していく、国の定義による小中一貫教育と区別する必要がある場合には、「練馬型小中一貫教育」と呼んで区別することとする。

2 小中一貫教育の必要性

練馬区教育委員会では、児童生徒の心理的・身体的成长が早まったこと、小学校と中学校との環境の大きな変化により中学1年生で不登校などが増える傾向にあること、小学校教員と中学校教員の間で児童・生徒理解や指導に対する考え方方に違いがあることなどから、小中一貫教育に取り組む必要性を認め、平成23年4月に施設一体型小中一貫教育校を開校するとともに、施設が離れた小中学校における小中一貫教育も進めってきた。

6・3制を採用して以来の長い年月の間に小学校と中学校で異なる学校文化ができ、児童・生徒の理解の仕方や指導方法などについて、小学校教員と中学校教員の相互理解が不足している。小学校と中学校の教員がほとんど関わることなく6年間と3年間を教育し、子供たちの学習面や生活面の課題に対して、小学校は小学校だけ、中学校は中学校だけで解決しようとしてきたため、いわゆる中1ギャップなどの問題に十分

に対応できない場合があった。

一方で少子化が進み兄弟姉妹が少なくなっている中で、子供たちがお手本にしたい先輩を身近にみる機会が少なくなった。小学校と中学校が連携・交流し、子供たちのあるべき姿を体得させたり、兄弟姉妹に代わる子供同士の関係を体験させたりすることが学校に求められている。

以上のような社会と学校の状況を踏まえて、小学校と中学校が連携・協力し、義務教育9年間を見通した「練馬型小中一貫教育」をさらに進めていく。

3 小中一貫教育のめざすものと成果

(1) 小中一貫教育のめざすもの

「基本方針」では、小中一貫教育校設置の効果として

発達段階に応じた計画的・継続的な学習指導および生活指導の充実

小学校から中学校への円滑な移行による不登校や問題行動の減少

幅広い異年齢集団活動による豊かな人間性・社会性の育成

小中学校教員の相互協力による学力・体力の向上

地域社会との連携による地域の教育力の向上、学校と地域社会の活性化

の5項目を掲げている。

また「推進方策」では、小中一貫教育のめざすものとして

授業改善による学力・体力の向上

連携指導による豊かな人間性・社会性の育成

滑らかな接続による安定した学校生活

の3項目を掲げている。

施設一体型小中一貫教育校であっても、施設が離れた小中学校における小中一貫教育であっても、小中一貫教育でめざすところは共通である。今後も練馬区教育委員会としては、全区的に小中一貫教育を推進することで、

授業改善による学力・体力の向上

連携指導による豊かな人間性・社会性の育成

滑らかな接続による安定した学校生活

をめざす。

(2) 小中一貫教育の成果

小中一貫教育校大泉桜学園の検証報告では、9年間を見通した学習指導によって、指導方法の工夫や改善が図られるようになっていること、小中合同行事や幅広い異学年交流が子供たちの人間性や社会性の育成につながっていること、小中教職員の協力体制によって学校生活に対する満足度があがっていることなどが確認された。

施設が離れた小中一貫教育実践校においても、小学校教員が中学校で教える内容を理解することで小学校での指導のポイントを把握したり、中学校教員が小学校での学習内容や指導方法を理解することで中学校での指導方法を改善したりするなど、授業改善につながっているという報告が出ている。

小学生と中学生が交流することで、小学生が中学生をお手本にしたり、中学生が自らの成長や役割を自覚して意欲を高めたりする場面が見受けられる。小学生同士の交流もよい刺激になる。中学生が小学校時代の教員と関わることで、多くの大人に見守られているという安心感をもつことも期待できる。

また、小中学校が連携して対応することで、中学生の不登校や問題行動の減少につながっているという報告もあった。小中一貫教育の取組によって、小学生が中学進学前に中学校生活についての理解を深め、段差を乗り越える力につける効果もある。

めざすもののうち、学力の向上については、学力調査の対象となる学年集団が毎年異なってしまうため検証の方法が難しいが、保護者からの期待は高い。今後、成果を検証して、小中一貫教育のメリットをわかりやすく発信していくことが必要である。

第3章 全区展開後的小中一貫教育の進め方

1 小中一貫教育に取り組む小中学校の組合せ

(1) 中学校区を基盤とした小中一貫教育

練馬区では、小学校と中学校の通学区域が複雑に重なり合っており、通学区域が重なる小中学校の組合せとしては、中学校1校に対して小学校1校から6校までと多様である。

練馬区では、中学校区を基盤として小中一貫教育を推進しているが、連携する学校数が多すぎる場合には、小中一貫教育の研究を進めることが困難となるため、平成24年度に、小中一貫教育を進めるためのグループとして、中学校1校に対して小学校1～3校の組合せで構成される「学習指導型連携グループ」を設定し、通学区域に関わらず、すべての区立小学校がいずれか1つの学習指導型連携グループに属するものとした。

学習指導型連携グループは小中一貫教育を進めるために便宜的に設定した小中学校の組合せであり、児童が必ずしも連携先の中学校へ進学するわけではない。今後、児童生徒の進学状況や小学校と中学校の通学区域の整合などを勘案しながら、学習指導型連携グループを隨時見直していくことが必要である。

(2) 研究グループの拡大と小中一貫教育実践校への移行

平成23年度から、中学校1校+小学校1～3校を単位とする小中一貫教育研究グループにおいて、教科等学習指導における連携（2教科以上の「課題改善カリキュラム」の作成・実施）の研究に取り組んできた。平成24年度以降、段階的に研究グループの指定を拡大した結果、平成27年度に全各中学校区で指定を完了した。

研究グループは、2年間の研究を経たあと、小中一貫教育実践校へ移行することとしている。学習指導型連携グループのなかで研究グループや小中一貫教育実践校とならない小学校がある場合には、「小中一貫教育連携校」として、研究グループや小中一貫教育実践校で作成した「課題改善カリキュラム」の視点や考え方を生かしていく。

(3) 通学区域と小中一貫教育に取り組む小中学校の組合せ

小中一貫教育を進める小中学校の組合せとしては、通学区域が一致していた方が効果があがりやすい面があることは否定できない。将来的には、小中一貫教育をより進めやすくするために、小中学校の通学区域の整合性について検討していく。

しかしながら、練馬区全域でただちに小中学校の通学区域を一致させることは困難であり、小学校と中学校の通学区域が複雑に重なり合っている地域においては、通学区域が一致しない小中学校の組合せで小中一貫教育を進めることになる。

小中一貫教育は、公教育の質を高めるアプローチであり、小中学校の教員がお互いを理解して指導を改善していくことによって教育内容が良くなれば、小中学校の通学区域が整合していくなくても一定の効果があると言える。

(4) 中学校選択制度と小中一貫教育

通学区域が整合していないことに加えて、中学校選択制度によって、連携先以外の小学校から進学してくる児童や、連携先以外の中学校に進学する児童も一定程度いる。中学校選択制度の有無に関わらず、小中一貫教育によって特色ある教育の魅力を高めることで、地元の中学校への進学率が高まると期待できる。

(5) 複数の小中学校間で連携する場合の留意点

卒業小学校や進学先中学校が数多くある状況では、すべての関係小中学校で同じように連携・交流することは困難である。距離や学校規模によって連携・交流の内容や回数は異なってくる。

一方で、どの児童にとっても中学生や中学校教員との交流の機会があることが望ましいことには変わりはなく、小中学生の交流活動などにおいて、交流に参加する小学校を広げる努力や、複数の小学校が交替で交流活動に参加するなどの工夫も行う。一部の小学校や中学校に連携先を絞って小中一貫教育を進める場合には、連携先以外の小学校から進学してくる生徒や、連携先以外の中学校へ進学していく児童に対する配慮が必要となる。

また、指導方法の統一や共通の取組など、距離に関わらずに実践できることを進めていくことで、連携の質を高めていくことが重要である。

距離が離れている小中学校間での連携においては、ＩＣＴ機器を積極的に活用するなど、距離に応じて連携方法を多様化することも検討していく。

2 施設形態と小中一貫教育の取組

練馬区では、施設一体型は小中一貫教育校大泉桜学園1校のみであり、他はすべて施設が分離している小中学校で小中一貫教育を進めている。

施設一体型小中一貫教育校であっても施設が離れている小中学校であっても、同じような考え方になつて小中一貫教育を進める部分と、それぞれの校区の状況に応じた取組がある。

(1) 施設形態に関わらず区内共通で取り組む小中一貫教育

公教育の公平性という観点から、同じ区立小中学校のなかで教育活動に大きな差を設けることは、保護者の理解を得られにくい。施設一体型小中一貫教育校であるか、施設が離れた小中学校であるかに関わらず、ある程度は区内全域で統一していく。

練馬区教育委員会としては、全区立小中学校で小中一貫教育に取り組むものとし、小中一貫教育校以外の小中学校では、小中一貫教育推進の核となる「小中連携推進教員（連携クリエーター）」を選任している。また、すべての学習指導型連携グループでは、
連続性・系統性のある教育課程　　児童・生徒の計画的・継続的な交流
教員の計画的・継続的な交流　　連携を進めるための学校運営　に取り組むこととしている。

課題改善カリキュラムの作成・実践、挨拶などの生活指導、学習規律や学習の仕方など、施設が離れていてもできることを拾い出し、小中学校で系統性をもたせていくことは十分に可能である。施設が離れている場合には、小中学校の児童生徒や教員同士が日常的に交流することは難しいが、計画的に年間計画のなかに位置付けて機会を設定する。小中一貫教育研究グループ・小中一貫教育実践校では、小中一貫教育に取り組むための小中合同組織を設置し、校務支援システムを活用して打合せを行ったり、中学校区別協議会や夏季休業期間中などに研修会を開催したりして、連携を進めるための学校運営を実施している。

(2) 施設が離れている小中学校における小中一貫教育の取組

施設が離れている小中学校において、施設一体型と同じ内容・同じ回数で取り組むことは困難であり、施設の距離に応じた小中一貫教育の内容を考える必要がある。施設が離れている小中学校のなかでも、距離が近いほど進めやすく、学校規模も比較的小さい方が取り組みやすい。

教育目標については、小学校と中学校が育てたい児童像・生徒像について協議し、統一性をもたせていくことは十分に可能である。

施設が離れている小中学校における学校間の距離、学校規模、施設併用の可能性など、それぞれの状況に応じて小中一貫教育の取組方法を工夫していく。

3 小中一貫教育実践校の役割

(1) 小中一貫教育実践校の現状

小中一貫教育研究グループは2年間の研究期間終了後、小中一貫教育実践校に移行して、課題改善カリキュラムの実施など小中一貫教育の取組を継続している。

平成27年度現在、小中一貫教育実践校に移行した小中学校は17組38校であり、平成29年度には、小中一貫教育校を除くすべての小中学校が小中一貫教育実践校・連携校となる予定である。

小中一貫教育実践校が取組を積み重ねたのちに施設分離型小中一貫教育校に移行する場合の条件や時期は定められておらず、地域・保護者や教員からみて、小中一貫教育実践校のあり方が明確でない面がある。

教育委員会としては、研究グループ終了後に小中一貫教育実践校と位置づけることで、小中一貫教育の取組が定着・充実させていくが、研究グループで中心的な役割を果たした教員や管理職の異動などによって、小中一貫教育が進まなくなる懸念もある。

小中一貫教育実践校の役割を明確にし、小中一貫教育実践校で取り組むべきことを教育委員会として示していく。

(2) 定期的な乗り入れ授業

平成24・25年度の2年間、3組の小中学校において、年間を通して中学校教員が小学6年生を教える乗り入れ授業を試行実施した。

乗り入れ授業のねらいとしては、

児童・・・中学進学への不安緩和、学習意欲の向上

教員・・・授業改善、小中学校間の情報共有と相互理解
の両面を想定していた。

定期的な乗り入れ授業の成果を検証するため、乗り入れ授業を受けた児童および保護者アンケート、中学1年生への追跡アンケート、乗り入れ授業を実施した学校の教員に対してアンケート調査を実施した。

児童の中学進学への不安緩和については、6割以上の保護者が肯定的に回答している半面、中学1年生への追跡アンケートでは、乗り入れ授業を受けた生徒と受けなかった生徒との間に不安感の大きな差はみられなかった。学習意欲の向上については、3～5割の児童が、乗り入れ授業を受けて「頑張ろうと思った」との回答を選択した。

乗り入れ授業を担当した教員からは、小学校での既習事項や丁寧な指導が理解できたり、中学校教員の専門性に裏付けされた指導技術などを知ることができたりして授業改善につながったとの回答があった。一方で、乗り入れ授業を継続的に実施したことで、乗り入れ授業担当以外の教員が連携先の児童生徒への理解を深めるなどの波及効果としては、肯定的な回答は3～4割にとどまった。

2年間にわたる定期的な乗り入れ授業の実施により、乗り入れ授業は、児童理解や授業スタイルに関する小中学校教員の認識の違いを埋めることに関して大きな効果があることが確認された。乗り入れ授業を受けた児童に対する効果については、不安感の緩和よりも、あらかじめ中学校の学習や生活に関する疑似体験をさせ、中学進学への心構えをもたせることで中1ギャップの解消につながる効果が認められる。

定期的な乗り入れ授業は、練馬区として初めての試みであり、事前の情報共有や打合せが不足していたり、乗り入れ授業者以外の教員への波及効果が限定的だったりなどの課題もあった。学習内容に関する打合せだけでなく、生活指導に関する共通認識も必要であることが確認された。

今回の試行実施で確認された課題を踏まえて、今後も乗り入れ授業を積極的に取り

入れていく。中学校教員が乗り入れるだけでなく、小学校教員が中学生の授業に乗り入れる授業も考えられる。

なお、定期的に乗り入れ授業を実施するためには、加配講師を配置することが望ましいが、時間割を工夫して乗り入れ授業を実施したり、期間限定で乗り入れ授業を実施したりしている小中一貫教育実践校もみられる。

どのような形で乗り入れ授業を実施するのが効果的であるかについては、乗り入れる教科や単元を小中学校で十分に話し合ったうえで、研究を重ねていく。

(3) 小学生の中学校舎での定期的な活動

練馬区教育委員会では、豊玉第二中学校および開進第四中学校の校舎改築に伴い、小学生が中学校舎で登校時から下校時まで生活できる「小中連携教室」の整備を行っている。小中連携教室は、

小学生が中学校生活を一定程度体験できる機会の確保

小学生と中学生が一定程度生活を共にできる機会の確保

小学校2校の小学生同士が交流できる機会の確保

を目的としている。

平成27年1月に小中連携教室が整備された豊玉第二中学校グループ（豊玉第二中学校・豊玉第二小学校・豊玉東小学校）では、小中連携教室を活用した教育プログラムを3校で実施している。

施設が離れている小中学校間で、中学校舎で小学生が定期的に過ごす施設併用型の取組は、練馬区におけるパイオニア的な教育活動として、大きな成果が期待できる。なお、施設併用型の中学校舎において小学生が活動する場合には、災害時や事故時の対応はどちらの管理職が判断するのかなど、指揮命令や責任のあり方などについて、事前にグループ内で十分に協議したうえで実施する。

4 今後的小中一貫教育実践校のあり方

(1) 実践校グループの見直し

小中一貫教育実践校は、小中一貫教育の研究のために便宜的に設定された学習指導型連携グループに基づいて小中学校が構成されている。グループによっては、児童の主たる進学先となる中学校と異なる中学校と組んでいるところもある。学習指導型連携グループは、固定的な組合せではなく状況に応じて変更していくことが想定されているが、組合せを変更するためには、他のグループとの調整が必要となるため、1つのグループのみで組合せを変更することは難しい。

平成28年度に、すべての中学校区で小中一貫教育研究グループとしての2年間の研究が終了することから、児童の主たる進学先である中学校と異なる中学校とグループ

を組んでいる一部の地域においては、教育委員会が小中学校の状況と希望を踏まえたうえで、28年度末に学習指導型連携グループおよび実践校グループの組合せの見直しを検討する。さらに今後、学習指導型連携グループの組合せは、小中学校の希望を踏まえながら、数年に一度、練馬区全体で見直す。

(2) 小中一貫教育校の成果に基づく取組の拡充

小中一貫教育校大泉桜学園の検証結果を踏まえ、成果のあった取組については、施設が離れていても実施できるような工夫を加えたうえで、小中一貫教育実践校においてもできるだけ取り入れていく。

施設が離れた小中学校でも可能な取組としては、以下のものが考えられる。

5・6年生からの一部教科担任制

学年の学級担任が担当する教科を交換して行う一部教科担任制については、小学校のみで取り組めることから、中学校との距離に関わらず実施できる。大泉桜学園の検証では、多くの保護者・学校関係者が「子供たちの成長に合っている」と回答しており、子供自身も「よい学習方法である」ととらえている。

キャリア教育における異学年交流

大泉桜学園では、7年生が職業に関して調べたことを発表し、それを5年生が聞いたり、8年生が職場体験している様子を6年生が見学してインタビューしたりなど、キャリア教育においても異学年交流を図っている。施設が離れていても、同じ地域で教育活動を行う小中学校として、キャリア教育における連携は有益である。

接続期（5～7年）の合同活動

大泉桜学園では、5～7年生の縦割り活動として、毎年5月に飯ごう炊さんを実施している。施設が離れた小中学校で、大泉桜学園と同様の活動は難しいが、校外学習などの日程や行き先を合わせて、目的地で異学年の合同活動を行うことは可能である。

合同学校行事

運動会や音楽会を施設が離れた小中学校が合同で開催することは、相当困難であるが、中学校の運動会に小学生が参加する種目を設けたり、中学校の音楽会で小学生が演奏することは可能である。学校行事への一部参加であっても、小学生が中学生を目標にしたり、中学生が小学生の目標になることを意識することで、見通しをもったり自己有用感が高まったりする効果が期待できる。

(3) 課題改善カリキュラムに基づく年間指導計画の作成

小中一貫教育研究グループでは、学区の子供たちの学習上の課題を改善するための9年間を見通したカリキュラム（課題改善カリキュラム）を2教科以上で作成してい

る。小中一貫教育実践校に移行したのち、作成したカリキュラムを実践・検証することとなっているが、日々の授業に課題改善カリキュラムを活用している学校は少ないのが現状である。

課題改善カリキュラムが、9年間の単元配列表にとどまつていては、なかなか授業改善につながらない。課題改善カリキュラムの視点を年間指導計画を反映させ、教育課程に組み込んで定着させることが大切である。

また、各小中学校では例年、各教科で授業改善推進プランを作成している。授業改善推進プランの作成・実践にあたっては、課題改善カリキュラムの考え方を活かし、小中学校が連携して授業改善に取り組む。

(4) 小中一貫教育研究グループの指定

小中一貫教育実践校では、校区の状況に合わせて、さまざまな取組を実践しているが、その取組について発表する機会は少ない。

平成28年度以降、希望に応じて小中一貫教育実践校を小中一貫教育研究グループとして指定し、小中一貫教育フォーラムで発表を行うことで、小中一貫教育実践校の成果を全校で共有していく。

第4章 小中一貫教育校および義務教育学校の設置

「基本方針」では、小中一貫教育校の成果を検証したうえで、小中一貫教育校を更に設置することを検討するとしている。

「推進方策」においては、小中一貫教育実践校における具体的な取組を積み重ねた小中学校が教育目標の統一化や小中学校の意思決定組織の一体化を図ることで、より組織的・継続的に小中一貫教育を進める施設分離型小中一貫教育校となることを期待している。また、校舎の改築計画や学校の適正配置を検討する際には、小中一貫教育校の可能性についても、あわせて検討することを明記している。

平成27年6月、学校教育法を改正する法律が成立し、平成28年4月から、小中一貫教育を実施することを目的とする「義務教育学校」が新たな学校種として創設されることが決まった。国の中央教育審議会答申に基づいて、独立した小学校・中学校が小中一貫教育を行う「中学校併設型小学校」「小学校併設型中学校」についても、学校教育校施行規則で定められる予定である。

今後的小中一貫教育校の設置については、小中一貫教育校の検証結果や小中一貫教育実践校の取組状況を踏まえ、小中一貫教育の制度化の動きに対応した検討を進めていく。

1 小中一貫教育校設置の意義と効果

(1) 小中一貫教育校大泉桜学園の成果

練馬区小中一貫教育推進会議 小中一貫教育校検証部会では、平成25年11月から平成27年10月にかけて、小中一貫教育校大泉桜学園の検証を行った。

検証では、学習指導や生活指導の充実、安定した学校生活、豊かな人間性・社会性の育成などでさまざまな効果が確認された。検証で確認された主な成果は、以下のとおりである。

9年間を見通した学習指導により指導方法の工夫や改善が行われている。

全教職員による9年間を見通した適切な生活指導が行われている。

4-3-2の区切りに応じて子供たちの成長がみられる。

小学校高学年からの一部教科担任制などにより中1ギャップが緩和されている。

小中学校教員の協力指導により安定した学校生活が実現されている。

合同行事や異学年交流で下級生が上級生を目標にしたり上級生が下級生の目標になろうとしたりして自己有用感を高めている。

(2) 2校目の小中一貫教育校に活かせる大泉桜学園の成果

大泉桜学園で行われている取組のうち、9年間を見通した学習指導や異学年交流活

動については、施設が離れた小中学校における小中一貫教育の取組として実施することも可能であるが、小中合同の学校行事を実施したり、5～9年生が一緒に部活動や児童生徒会活動に取り組んだりすることは、施設が離れた小中学校間においては取り組みにくい。また、5・6年生が7～9年生と同じ校舎で過ごすことや、小中教員がひとつの職員室で過ごして毎日のように情報交換を行うことは、施設が離れた小中学校間で実施することは困難である。

大泉桜学園で確認された効果をもたらす取組は、次の3類型に分けてとらえることができる。

学校運営体制や施設形態に関わらず、小中一貫教育共通の効果

- ア 9年間を見通した学習指導による指導方法の工夫や改善
- イ 一部教科担任制や乗り入れ授業による中1ギャップの緩和
- ウ 異学年交流による人間性・社会性の育成

施設形態に関わらず、小中学校を一体化した小中一貫教育校ならではの効果

- ア 校務分掌組織の一体化による小中協力体制の構築
- イ 小中合同学校行事による成長の見通し獲得や自己有用感の向上
- ウ 5～9年生合同の部活動・児童生徒会活動による活性化

小中学校が同一敷地にある施設一体型小中一貫教育校ならではの効果

- ア 校舎の区分け（ゾーニング）による新たな節目の設定
- イ 小学生と中学校教員、中学生と小学校教員の日常的交流による学校生活安定
- ウ 一つの職員室における情報共有体制の構築と小中教員の相互理解

小中一貫教育校においては、1つの学校として一体的な学校運営が行えることから、小学校と中学校の連携・協力のもとで進める小中一貫教育に比べて、組織的・継続的に多様な取組を実施しやすい。

大泉桜学園の検証結果を踏まえて、小中一貫教育実践校のなかから条件の整う小中学校を母体校として2校目以降の小中一貫教育校を設置する。

2 国における小中一貫教育の制度化に向けた動き

平成26年12月、国の中教育審議会において「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」の答申がまとめられ、平成27年6月に学校教育法の改正案が成立した。

平成27年2月に文部科学省が開催した小中一貫教育フォーラムでは、中央教育審議会答申に基づき、小中一貫教育の2つの類型について制度化の作業を進めている旨の説明がなされた。

今後、小中一貫教育校のあり方や小中一貫教育実践校の役割を検討していくにあた

っては、新たに制度化される義務教育学校または「中学校併設型小学校」「小学校併設型中学校」の考え方にも注視していく。

制度化される小中一貫教育の2つの類型

	義務教育学校	中学校併設型小学校 小学校併設型中学校
教育課程の特例(共通)	小・中学校学習指導要領に基づきながら、設置者の判断で、独自教科の設定、指導内容の入れ替え・移行など教育課程の特例を導入することが可能	
修業年限	9年(転校の円滑化のため、6年 - 3年の課程の区分は確保)	小・中学校と同じ
教育課程	· 9年間の教育目標の設定 · 9年間の系統性を確保した教育課程の編成	
校長	1人の校長	学校ごとに校長
教職員組織	1つの教職員組織	学校ごとに教職員組織(小中一貫教育を担保する組織運営上の措置を実施) <組織運営上の措置例> · 学校間の総合調整担当者の任命 · 学校運営協議会の合同設置 · 校長の併任 など
教員免許	原則小・中免許を併有 (経過措置あり)	各学校種に対応した免許を保有

新たに制度化される小中一貫教育の2類型と、今まで練馬区で進めてきた小中一貫教育の仕組みを整理すると、以下のような図となる。

		施設の形態		
		施設一体型	隣接型	併用型
校長1名	小中一貫教育校(練馬区) 条例上は小中別	小中一貫教育校 大泉桜学園		
	義務教育学校(国) 完全に1つの学校			
校長それぞれ	小中一貫教育を実施する 小学校・中学校(練馬区)	-	小中一貫教育実践校 小中一貫教育研究グループ	
	中学校併設型小学校(国) 小学校併設型中学校(国)			

小中一貫教育の制度化により、小学校と中学校が同一敷地内にあり、一つの学校として運営される学校は、もともとの小学校と中学校を残さずに1つの学校となる義務

教育学校と、もともとの小学校と中学校を残しながら 1 つの学校として運営する小中一貫教育校とに分かれることとなる。

また、小学校と中学校が別々の敷地にありながら、一つの学校として運営される学校についても、義務教育学校とする場合と、施設分離型小中一貫教育校とする場合とが考えられることとなる。

3 小中一貫教育校および義務教育学校に関する検討

(1) 小中一貫教育校と義務教育学校の共通点と相違点

小中一貫教育校と義務教育学校の最も大きな違いは、母体校である小学校・中学校が残るかどうかである。小中一貫教育校大泉桜学園は、1 つの学校として一人の校長が学校運営を行っているものの、母体校である大泉学園桜小学校・大泉学園桜中学校も制度的には存続している。

小中一貫教育校を義務教育学校へ移行した場合、大泉学園桜小学校・大泉学園桜中学校は廃止され、大泉桜学園は修業年間を 9 年間とする新たな校種としての学校となる。学校教育法の規定により、義務教育学校の 9 年間は 6 年間の前期課程と 3 年間の後期課程に区分され、義務教育学校の前期課程から他の中学校へ進学したり、他の小学校から義務教育学校の 7 年生へ転入してくることもできる。

教員配置について、義務教育学校では、原則として、小学校と中学校の教員免許を併有していることが求められているが、当分の間、併有をしていない教員も義務教育学校の前期課程または後期課程を担当できることとなっている。義務教育学校における教員配置について、詳細はまだ明らかになっていない。

このような違いはあるものの、大泉桜学園では、すでに一人の校長のもと、1 つの教職員集団として学校運営が行われており、教育活動の内容としても、現状と大きく変更する必要はないと思われる。

小中一貫教育校から義務教育学校への移行、あるいは新たに義務教育学校の設置については、教員配置に関する東京都教育委員会の考え方や中学校併設型小学校・小学校併設型中学校の要件など、国がめざす小中一貫教育制度化の全容を確認してから、改めて検討する。

(2) 施設分離型義務教育学校について

学校教育法の改正では、施設が離れている小中学校についても義務教育学校とすることが認められている。現在、練馬区には施設分離型小中一貫教育校はないが、

「推進方策」では、小中一貫教育実践校となった小中学校が施設分離型小中一貫教育校となることを想定している。

義務教育学校では、校長は1名と定められており、施設が離れている小中一貫教育実践校を義務教育学校へ移行する場合には、小中学校が隣接または極めて近接しているなど、一人の校長が管理できる物理的な範囲に留意する必要がある。

(3) 施設分離型小中一貫教育校について

小中一貫教育実践校では、小中学校の距離がある程度離れていても、さまざまな工夫によって成果をあげている。小中一貫教育実践校が施設分離型小中一貫教育校となることで、教育目標の統一化や小中学校の意思決定組織の一体化を図り、より組織的・継続的に小中一貫教育を進めることが可能になる。

小学校と中学校の施設が一定以上離れていたり、1中学校と2～3小学校の組合せで小中一貫教育を進める場合には、一人の校長で学校経営を行うことは困難である。複数の校長を配置する場合には、義務教育学校の要件には当てはまらないが、中学校併設型小学校・小学校併設型中学校となることは可能である。

中学校併設型小学校・小学校併設型中学校は、母体校となる小学校・中学校を存続させ、校長もそれぞれに配置しながら、9年間の教育目標を設定して9年間の系統性を確保した教育課程を編成し、小中一貫教育を行うための組織を整備することが要件となる。練馬区としては、今後、中学校併設型小学校・小学校併設型中学校の類型に施設分離型小中一貫教育校を対応させることとする。

今後的小中一貫教育の類型

		施設の形態		
		施設一体型	隣接型	併用型
校長1名	小中一貫教育校（練馬区） 条例上は小中別	小中一貫教育校 大泉桜学園		
	義務教育学校（国） 1つの学校、校長1名	義務教育学校 大泉桜学園		
それぞれ校長	小中一貫教育を実施する 小学校・中学校（練馬区）	-		小中一貫教育実践校
	中学校併設型小学校（国） 小学校併設型中学校（国）			（条件が整う場合） 施設分離型小中一貫教育校

4 施設一体型小中一貫教育校の通学区域と学校選択制度

(1) 施設一体型小中一貫教育校の通学区域

「基本方針」では、小中一貫教育校は基本的には9年間の在籍を前提とすることから、小学校と中学校の通学区域が一致していることが望ましいが、練馬区における通学区域の状況から、小学校が中学校の通学区域に包含されていれば足りるとしている。

大泉桜学園では、小学校の通学区域よりも中学校の通学区域の方が大きいため、7年生のうち大泉桜学園（大泉学園桜小学校）以外の小学校から入学してくる児童が3割程度いる。一方で、大泉桜学園（大泉学園桜小学校）6年生のうち、大泉桜学園（大泉学園桜中学校）以外の中学校に進学する児童が25%程度いるため、1～9学年を通して同程度の学年規模（2～3学級）となっている。

小学校と中学校の通学区域が一致している場合、6年修了後に中学受験等で流出する児童を考慮すると、中学校選択制度で流入しない限り、中学部の学年規模が小学部の学年規模よりも小さくなる可能性が高くなる。受験によって区立中学校以外の中学校を選択する家庭の割合が多い都市部においては、中学校の通学区域を小学校の通学区域よりも大きく設定しておくことが望ましい面もある。

なお、施設一体型小中一貫教育校の中学校の通学区域と小中一貫教育校以外の小学校の通学区域が重なる区域に居住する児童や家庭が、就学の特例として、小学校入学時に指定校変更を利用して小中一貫教育校に入学する特例については、施設に余裕がある場合には、今後も継続する。

(2) 施設一体型小中一貫教育校と学校選択制度

大泉桜学園の検証アンケートでは、小中一貫教育校においても7年生から他の中学校へ進学する選択肢が用意されていることに対して、保護者の8割近くが肯定的に回答している。

国の中央教育審議会の答申（平成26年12月22日）において、小中一貫教育を推進するに当たって指摘される課題のひとつとして「人間関係の固定化」が挙げられている。大泉桜学園においては、人間関係の固定化による悪影響を示すようなデータや意見はみられなかったものの、一般的な懸念として存在する「人間関係の固定化」を解決する手段として、7年生進級時に他校への進学を選択肢として用意することは有益である。

5 今後の施設一体型小中一貫教育校設置に向けた考え方

施設一体型小中一貫教育校設置にあたっては、以下の点を考慮して、教育委員会が小中一貫教育校の母体校となる小学校と中学校を選定する。

(1) 母体校となる小中学校の施設形態

施設が隣接している小中学校を母体校とする。両校とも校舎の改築時期が到来している場合には、施設一体型の校舎として改築する可能性も検討する。改築によって施設一体型小中一貫教育校を整備する場合には、改築期間中、一時的に施設分離型小中一貫教育校として指定することも考えられる。小中学校の敷地が連続している場合には、施設改修によって施設一体型小中一貫教育校とすることも検討する。

(2) 小中一貫教育校の位置

小中一貫教育校には、小中一貫教育の研究開発校として、小中一貫教育の手法を開発し、成果を他の小中学校へ波及させる役割があることを考えると、地域的に偏らないことが望ましい。

(3) 母体校となる小中学校の組合せ

施設一体型小中一貫教育校においては、中学校 1 校と小学校 1 校の組合せを原則とする。中学校と通学区域が重なる小学校が他にある場合には、連携校として位置づける。

(4) 小中学校の通学区域

小学校と中学校の通学区域が一致しているか、小学校が中学校の通学区域に含まれているものとする。小学校と中学校の通学区域が一致する場合には、中学校段階で学級規模が小さくなることについて考慮する。

(5) 小中一貫教育校の学校規模

練馬区では、小学校の適正規模を 12 ~ 18 学級（24 学級までは許容範囲）、中学校の適正規模を 11 ~ 18 学級と定めている。施設一体型小中一貫教育校の適正規模を、小学校の適正規模と中学校の適正規模を合わせた学校規模として考えると 23 ~ 36 学級となり、最大で児童生徒数が 1200 人を超てしまうことから、1 名の校長が運営する学校として過大規模となる可能性がある。

練馬区初の小中一貫教育校である大泉桜学園（21 学級 671 名）では、全校で集まりやすい規模であることを活用して、1 ~ 9 年生合同の学校行事やさまざまな異学年交流活動に取り組んでいる。小中一貫教育校ならではの異学年交流や行事などが実施しやすくなるなどの観点から、施設一体型小中一貫教育校の学校規模としては、各学年 2 ~ 3 学級程度、1 ~ 9 学年で 18 ~ 27 学級程度を適正とする。

6 施設分離型小中一貫教育校の設置について

(1) 小中一貫教育実践校から施設分離型小中一貫教育校への移行

小中学校の通学区域が整合していない練馬区において、全区的に施設分離型小中一貫教育校を設置していくことは困難である。

小学校の通学区域が中学校の通学区域に包含されている地域のうち、小中学校間の距離が隣接・近接している小中一貫教育実践校や、小中一貫教育に適した施設が整備されている小中一貫実践校など条件の整う場合に、施設分離型小中一貫教育校への移行を検討する。また、施設一体型小中一貫教育校を設置する過程で、一時的に施設分離型小中一貫教育校とすることも検討する。

(2) 統一学園名・統一学園章・統一学園歌

先進自治体における施設分離型小中一貫教育校では、小中一貫教育校を構成する小中学校のまとまりを表す名称として、統一学園名を付している場合が多い。小学校と中学校にそれぞれ校長が配置される施設分離型小中一貫教育校において、小中一貫教育校としての一体感をもつために、統一学園名などは一定の役割を果たすと考えられる。統一学園名・統一学園章・統一学園歌については、施設分離型小中一貫教育校を設置するたびごとに、保護者や地域の意見等も踏まえて決定するものとする。

(3) 教育目標・教育課程

施設分離型小中一貫教育校を構成する小中学校の教育目標は、統一の教育目標を設定するか、あるいは統一性のある教育目標とする。

教育課程については、施設分離型小中一貫教育校を構成する小中学校の校長が協議して、9年間の系統性を確保した教育課程を編成するものとする。

(4) 統一的・一体的な学校経営体制の仕組み

先進自治体における施設分離型小中一貫教育校では、学園としての意思決定方法として、「小中学校の校長の中から、代表の校長（学園長）を決める場合」と「合議制の意思決定機関を設置する場合」がある。

練馬区において、施設分離型の小中一貫教育校を設置する場合の意思決定方法については、学園長を選任する場合の権限や指揮命令のあり方、合議制の意思決定機関を設置する場合の位置づけなどについて検討したうえで、関係校の状況や意見を踏まえて教育委員会が決定する。

(5) 母体校となる小中学校の組合せと通学区域

施設分離型小中一貫教育校においては、中学校1校と小学校1～3校の組合せを原則とする。小学校と中学校の施設が離れているなかで、施設分離型小中一貫教育

校として一体的な活動を行うためには、小学校と中学校の通学区域が一致していることが望ましい。

(6) 小中一貫教育校の学校規模

施設分離型で校長がそれぞれ配置される場合には、通常の小学校・中学校における適正規模と同様の考え方が適用できる。

それぞれの小中学校の児童生徒数が多い場合には、小中学生の交流活動が難しくなることも考えられるが、指導方法の統一やICT活用など、距離にとらわれない連携方法に重点をおいて進めるものとする。

7 小中一貫教育校の候補となる小中学校

(1) エリアごとの状況

練馬区には、小中一貫教育校を除いて、小学校が64校、中学校が33校あり、地域によって学校規模や通学区域の状況はさまざまである。

練馬区内のどの地域においても、小学校と中学校が連携・協力して義務教育9年間を見通した教育を行うためには、施設形態や学校間の距離などの条件が整っている小中一貫教育校や小中一貫教育実践校が、小中一貫教育の取組手法や成果を他の小中学校へ波及させることができると有効である。しかしながら学校数が多いため、現状では、一堂に会して情報交換を行う機会は限られている。

練馬区では従来から、小学校長会は8地区、中学校長会は4ブロックに分かれて、地区ごとの校長会を開催するなどして情報交換・意見交換を行っている。また、練馬区子ども子育て支援事業計画では、保護者や子どもが容易に移動することが可能な区域として、「練馬地区」「光が丘地区」「石神井地区」「大泉地区」の4つの「教育・保育提供区域」を設定している。

今後、小中一貫教育を全区的に推進していくにあたり、練馬区全域を4つのエリアに分けて、エリアごとに小中一貫教育の先導役となる拠点校（施設一体型・施設分離型）を設置し、取組手法や成果に関する情報交換を行ったり、小中一貫教育を推進する教員を育成したりしていく。

小学校長会、中学校長会、教育・保育提供区域などさまざまな区域設定がなされている状況を鑑み、4つのエリアは明確に区分けをするものではなく、エリアの境界は重なり合うものとして考える。

また、4つのエリアは固定的・永続的なものではなく、小中一貫教育の取組状況に応じて、将来的にエリアの変更や細分化についても検討する。

(2) 隣接校等の状況

4つのエリアごとに小中学校の状況を考察し、小中一貫教育校設置の可能性などについて考察する（巻末資料1・2）。

隣接校等の状況

エリア	隣接校		児童生徒数計	通学区域	連携グループ 小
練馬	旭丘中	旭丘小	308人	包含	小竹小
光が丘	田柄中	田柄第二小	1,154人	×	田柄小
光が丘	豊溪中	旭町小	472人	包含	
光が丘	光が丘第二中	光が丘春の風小	797人	一致	
光が丘	光が丘第四中	光が丘秋の陽小	586人	包含	光が丘第八小
石神井	谷原中	北原小	1,039人	包含	谷原小
石神井	三原台中	泉新小	1,156人	包含	橋戸小 光和小
石神井	上石神井中	上石神井小	988人	包含	
大泉	大泉中	大泉小	1,169人	包含	大泉東小 大泉第六小
大泉	八坂中	八坂小	727人	包含	豊溪小

練馬エリア

練馬エリアには8つの中学校区があるが、隣接校があるのは旭丘中学校区のみである。旭丘中学校・旭丘小学校を施設一体型小中一貫教育校とする場合、現状の両校の児童生徒数合計が308名であるため、現在の通学区域のままでは過小規模となる。旭丘中学校は、小竹小学校の通学区域も包含しており、小中一貫教育校とする場合には、小竹小学校とも連携を図る必要がある。

練馬エリアにある豊玉第二中学校、開進第四中学校は、中学校舎に小学生が使うための連携教室が整備されている。豊玉第二中学校は、豊玉第二小学校・豊玉東小学校の通学区域を包含しており、3校で施設分離型（施設併用型）小中一貫教育校とすることも可能性として考えられる。開進第四中学校については、開進第四小学校・仲町小学校のいずれの通学区域も包含しておらず、施設分離型小中一貫教育校とする場合には、通学区域の変更についても検討する必要がある。

光が丘エリア

光が丘エリアには10の中学校区があり、4組の隣接小中学校がある。

田柄中学校・田柄第二小学校を施設一体型小中一貫教育校とする場合、現状の両校の児童生徒数合計が1,154名であるため、校長1名の小中一貫教育校としては過大規模となる可能性がある。また、田柄中学校の通学区域は、田柄第二小学校の通学区域を包含していないことから、小中一貫教育校とする場合には、通学区域の変更について検討する必要がある。

豊渓中学校・旭町小学校を施設一体型小中一貫教育校とする場合、現状の両校の児童生徒数合計が472名であるため、現在の通学区域のままでは過小規模となる。

光が丘第二中学校・光が丘春の風小学校を施設一体型小中一貫教育校とする場合、小中の通学区域が完全一致しているため、私立中学校進学者を考えると中学校段階で学級規模が小さくなる可能性がある。

光が丘第四中学校・光が丘秋の陽小学校は敷地が連続しており、間に道路が入ることなく隣接している。現状の両校の児童生徒数合計は586名である。光が丘第四中学校は、光が丘第八小学校の通学区域も包含しており、小中一貫教育校とする場合には、光が丘第八小学校とも連携を図る必要がある。

光が丘地域においては、児童数の減少に伴い、平成22年4月に8校の小学校を統合して4校の新しい小学校を開校させたところである。光が丘地区にある中学校のうち、豊渓中、光が丘第一中、光が丘第二中、光が丘第三中については、通学区域内に居住する幼児・児童数が1学年100名以下となっており、中学校としての適正規模を維持していくことが困難となっている。光が丘地区で小中一貫教育校の設置について検討していく場合には、中学校の適正配置についても併せて検討することが必要である。

石神井エリア

石神井エリアには9つの中学校区があり、3組の隣接する小中学校がある。

3組の隣接小中学校のうち、谷原中学校・北原小学校、三原台中学校・泉新小学校については、現状の2校の児童生徒数合計がどちらも1,000名以上であるため、校長1名が経営する小中一貫教育校としては過大規模となる。校長2名を配置して、施設分離型小中一貫教育校とすることは考えられる。

上石神井中学校・上石神井小学校を施設一体型小中一貫教育校とする場合、現状の両校の児童生徒数合計は988名であり、校長1名の小中一貫教育校としては若干大きめの規模となる可能性がある。校長2名を配置して、施設分離型小中一貫教育校とすることも検討する。

大泉エリア

大泉エリアには、小中一貫教育校大泉桜学園を除くと 6 つの中学校区があり、2 組の隣接する小中学校がある。

大泉中学校・大泉小学校については、大泉中学校が区内一の大規模校であり、現状の通学区域のまま小中一貫教育校とすると過大規模となる。校長 2 名を配置して、施設分離型小中一貫教育校とすることは考えられる。

八坂中学校・八坂小学校は、両校の児童生徒数合計は 727 人であり、小中一貫教育校の学校規模としては適正であり、道路をはさんだ施設隣接型小中一貫教育校とすることは考えられる。

第5章 特別支援教育における小中一貫教育

練馬区教育委員会では、平成26年2月に「知的障害学級における小中一貫教育推進方策」を定め、特別支援教育における小中一貫教育の取組を本格的に開始した。

知的障害学級における小中一貫教育は、主に以下のような取組によって推進する。

(1) 知的障害学級段階表の作成と活用

知的障害学級においては、東京都立特別支援学校における教育課程編成基準に示された「知的障害特別支援学校における各教科の具体的な内容の例」を参考に、練馬区独自の段階表を小中共通で作成して活用することとした。

平成26年度には、学識経験者および知的障害学級設置校長、知的障害学級担任などによる「段階表検討委員会」を設置し、国語の段階表を作成した。27年度は算数・数学、28年度には体育・保健体育の段階表を作成する予定である。

(2) 知的障害学級小中ブロック協議会

特別支援学級においては通学区域の定めがないため、近隣の小中学校で組合せをつくり、小中一貫教育に取り組むこととする。小中一貫教育を推進するための小中学校の組合せは、児童の中学校進学にあたって特定の中学校に誘導したり入学を優先したりするものではなく、小学生が中学校生活を理解すること、小・中学校の教員が異校種の児童・生徒を理解すること、小中一貫教育の考えを踏まえた指導の工夫・改善を図ることを目的とする。

小中一貫教育を推進するための小中学校の具体的な組合せについては、下記のとおりとしている。今後、知的障害学級が新たに開設された場合には、組合せを見直すものとする。

【知的障害学級小中ブロック】

旭丘中・中村中・旭丘小・開進第二小・豊玉第二小・練馬第三小

練馬中・光が丘第三中・練馬東小・北町小・光が丘春の風小・光が丘第八小

石神井中・南が丘中・南田中小・石神井西小・上石神井北小

谷原中・大泉中・大泉小・大泉第三小・大泉東小・大泉学園小・谷原小

平成26年度から、年2回行っている中学校区別協議会のうちの1回の日程については、上記4ブロックの知的障害学級の教員同士が情報交換を行う「知的障害学級小中ブロック協議会」を開催している。第2回校區別協議会の日には、知的障害学級の

教員は原則として「知的障害学級小中プロック協議会」に参加するものとする。なお学校の状況により、関係校の了解のうえで、知的障害学級の教員を校区別協議会に参加する教員と「知的障害学級小中プロック協議会」に参加する教員に分けることもできることとしている。

(3) 研究グループの指定

知的障害学級における小中一貫教育に関する研究グループ指定については、平成27～29年度の3年間、知的障害学級設置校の中で希望する小中学校を研究グループとして指定する。研究グループにおいては、区の段階表作成委員会で作成した段階表の実践と検証を行う。

(4) 小中合同研修会

平成26年度から、特別支援学級の小中学校教員を対象として、小中合同の障害種別研修を開催し、研修を通して、小中学校の教員が情報交換や協議を行う時間を設けている。

特別支援学級における小中一貫教育の取組は、児童に見通しをもたせたり、生徒の自己有用感を高めたりの効果があるほか、保護者のサポートにもつながる。教科指導の段階表をつくることで、個々の子供たちの学習進度が可視化され、小学校から中学校への円滑な引継ぎが可能となる。

今後は、知的障害学級以外の特別支援学級における小中一貫教育についても、検討を進めていく。

第6章 今後の小中一貫教育の進め方

1 2校目の施設一体型小中一貫教育校の設置

平成23年4月に開校した区内初の施設一体型小中一貫教育校大泉桜学園では、開校以来、小中一貫教育校としての組織づくりや4・3・2の区分に応じた教育活動、多様な異学年交流活動などに取り組み、練馬区の小中一貫教育を先導してきた。平成27年10月に小中一貫教育校検証部会がまとめた検証報告では、小学校教員と中学校教員がともに教科指導の研究に取り組むことで指導方法の工夫や改善が図られたり、異学年交流によって子供たちが成長したりしている状況が確認された。

小中一貫教育校大泉桜学園の検証結果および小中一貫教育実践校の取組状況を踏まえて、平成28年度までに2校目の施設一体型小中一貫教育校の選定を行う。2校目の施設一体型小中一貫教育校を義務教育学校として設置するかどうかについては、現時点では明らかになっていない小中一貫教育制度化の詳細を確認したうえで検討する。

3校目以降の小中一貫教育校については、現在検討中の学校施設等総合管理計画ならびに学校適正配置の新たな基本方針を踏まえて、検討を行う。

今後設置する小中一貫教育校は、大泉桜学園とともに、練馬区の小中一貫教育を先導する拠点校として、小中一貫教育の取組手法や成果について情報を発信すると同時に、地域の特性を活かした特色ある小中一貫教育を展開していく。

2 小中一貫教育実践校のあり方

(1) 施設分離型小中一貫教育校の設置

小中一貫教育実践校のうち、小中学校間の距離や校舎の改築時期などの状況から施設一体型小中一貫教育校への移行が困難な学校について、通学区域などの条件が整う場合には、施設分離型小中一貫教育校への移行を検討する。

(2) 小中一貫教育実践校・連携校における取組の充実

施設分離型小中一貫教育校への移行が困難な小中学校については、小中一貫教育実践校として小中一貫教育の取組を継続・充実していくことになる。小中一貫教育の取組を継続していくなかで取組が形骸化することのないよう、校区の実態を踏まえて重点的に取り組む項目を毎年見直し、取組を充実させていく。

小中一貫教育実践校における取組を充実・発展させていくため、平成28年度から、希望に応じて、小中一貫教育実践校を2年間の研究グループとして指定する。

さらに、条件が整う小学校においては、高学年における一部教科担任制を積極的に取りいれるものとする。

3 特別支援教育における小中一貫教育

知的障害学級（固定学級）においては、すでに小中一貫教育の取組を本格的に開始し、指導内容の段階表作成を進めているが、29年度に、知的障害学級における国語、算数・数学、体育・保健体育の段階表作成と検証が終了する。検証結果を踏まえて、知的障害学級の全学級で段階表を活用していく予定である。

一方、情緒障害等通級指導学級については、平成28年度から順次、全小学校に特別支援教室が開設され、拠点校に配置された専任の教員が巡回して指導するようになるなど、従来の通級指導の仕組みが大きく変わろうとしている。新たな仕組みを構築していくなかで、情緒障害等通級指導学級における小中一貫教育を推進する方策についても、東京都特別支援教育第三次計画の進捗状況を踏まえながら検討していく必要がある。

4 小中一貫教育の評価

小中一貫教育によって義務教育の質を向上させていくためには、学校および教育委員会が小中一貫教育の成果と課題を把握し、取組内容や取組方法を見直して改善につなげていくことが大切である。

練馬区で取り組む小中一貫教育を全般的に評価する際に、小中一貫教育校大泉桜学園の検証を行った際のように特別な調査を実施することは困難であるが、実施可能な評価方法として、以下の2点を実施する。

（1）学校評価を活用した評価

各小中学校が実施している学校評価において、各グループの取組状況に応じて、小中一貫教育に関する項目を必ず入れることとする。小中一貫教育に関する項目は、小中一貫教育実践校グループのなかで統一的な項目とすることを推奨する。

（2）教務主任・主幹教諭に対するアンケート調査

全校（小学校・中学校・小中一貫教育校）の教務主任および主幹教諭に対して、小中一貫教育の成果と課題に関する記述式アンケート調査を実施する。

なお、学校間の距離、学校規模、通学区域のあり方など、小中学校の置かれている状況はさまざまであり、評価によって中学校区ごとの取組を比較したり、全中学校区に一律の取組を求めたりするものではない。小中一貫教育の評価は、取組の回数や種類の多さではなく、どう取り組んだかについて重点をおいて評価していく。

また、各種調査結果の背景にはさまざまな要因があり、数値そのものよりも、なぜそのような数値が出たのかという原因を分析し、改善につなげていく。

5 教育委員会の役割

(1) 小中一貫教育を推進する人材の育成

小中一貫教育推進会議 小中連携推進教員育成研修部会では、平成 25 年 11 月から平成 27 年 12 月にかけて、小中一貫教育を推進する人材の育成方法について検討を行い、連携クリエーター育成プログラムとしてまとめた。

小中一貫教育を学校全体の取組として推進していくためには、連携クリエーターの育成だけでなく、校長のリーダーシップや全教職員の共通理解が欠かせない。小中一貫教育を推進する人材を育成するため、今後も下記の取組を継続していく。

連携クリエーター研修

小中一貫教育実践校等連絡会

転入教員・新規採用研修教員研修

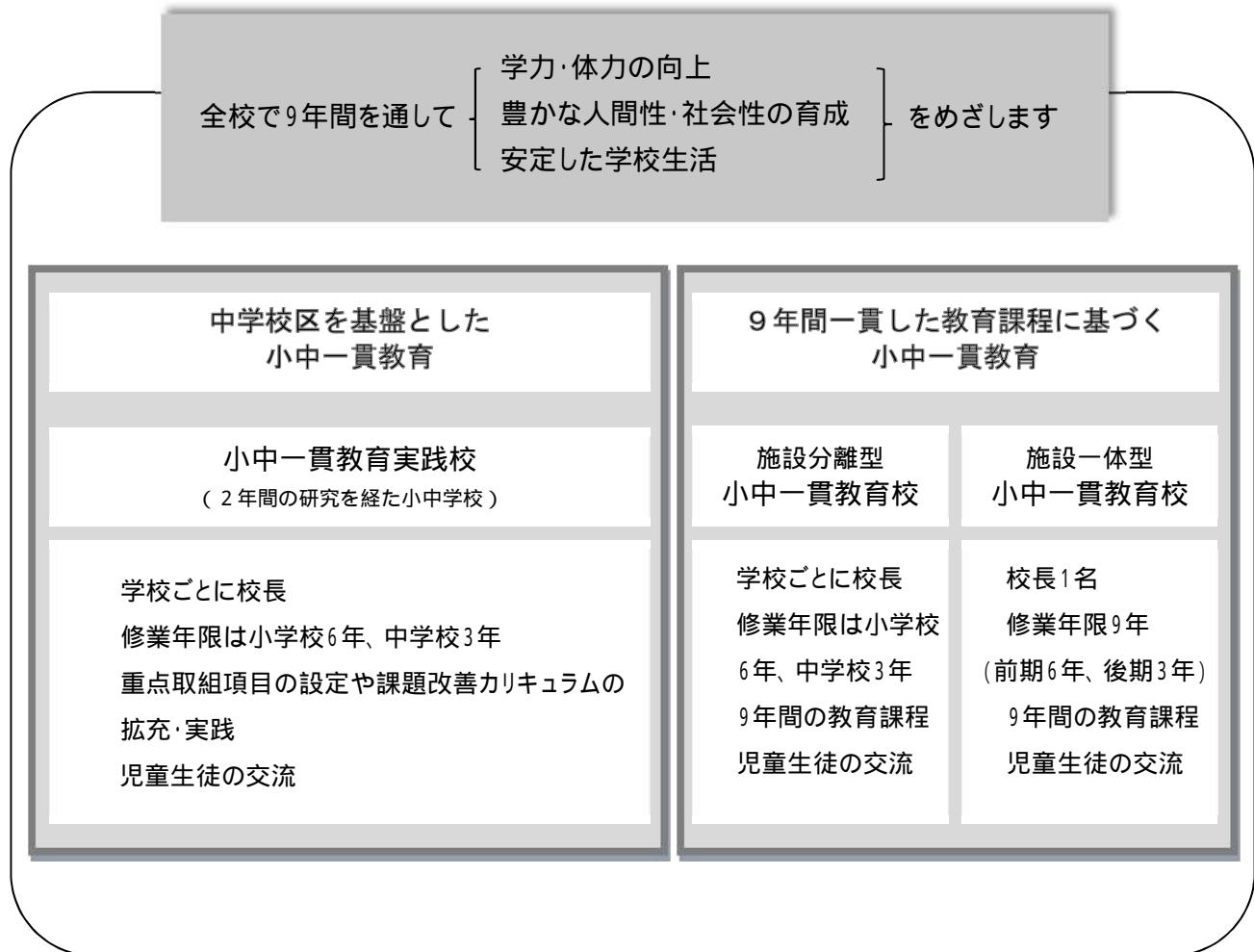
小中一貫教育フォーラム

(2) 小中一貫教育推進体制の構築

小中一貫教育の取組は、全国的にも始まったばかりであり、取り組む教育委員会によって推進方法や考え方もさまざまである。学校教育法の改正によって、小中一貫教育が制度化されたとはいえ、まだまだ過渡期にある。

このような状況のなかで練馬型の小中一貫教育を推進・発展させていくには、小中一貫教育の全区展開後も、練馬区教育委員会が各学校を支援し、学校や地域とともに小中一貫教育を推進するうえでの課題を解決していくような仕組みを構築する。

<練馬区における小中一貫教育の形>



隣接・近接している小中学校の状況

資料 1

通学区域の整合性 完全一致(7) おおむね一致(12) 複数中学校へ進学(14) × 小中とも複数(1)

	隣接・近接の小中学校		隣接校	グループ内の小学校		通学区域の整合性	中学校区内1学年児童数	エリア計
練馬エリア	旭丘中(6)	旭丘小(6)	12学級	小竹小(10)				9 中学校 18 小学校
	164	144	308	258			86	
	豊玉中(8)	豊玉南小(15)		豊玉小(17)				
	264	503		482			187	
	豊玉第二中(6)	豊玉第二小(10)		豊玉東小(11)				
	187	260		290			131	
	中村中(15)	中村小(25)		中村西小(13)				
	525	859		387			259	
	開進第一中(15)	開進第一小(20)		早宮小(18)				
	562	636		524			260	
	開進第二中(15)	南町小(12)		向山小(15)				
	508	368		499			160	
	開進第三中(12)	開進第三小(20)		開進第二小(14)				
	422	632		425			158	
	開進第四中(11)	開進第四小(17)		仲町小(23)				
	362	521		789			187	
光が丘エリア	貫井中(12)	練馬第二小(12)		練馬第三小(12)				9 中学校 14 小学校
	375	328		372			191	
	北町中(9)	北町小(19)		北町西小(15)				
	325	566		436			142	
	練馬中(12)	春日小(11)		練馬小(12)	高松小(21)			
	445	267		383	706		221	
	練馬東中(13)	練馬東小(14)						
	464	463					154	
	田柄中(14)	田柄第二小(21)	35学級	田柄小(17)				
	481	673	1,154	545			165	
	豊溪中(6)	旭町小(12)	18学級					
	164	308	472				88	
	光が丘第一中(9)	光が丘四季の香小(14)						
	291	450					42	
	光が丘第二中(10)	光が丘春の風小(14)	24学級					
	329	468	797				82	
	光が丘第三中(9)	光が丘夏の雲小(18)						
	287	525					80	
	光が丘第四中(6)	光が丘秋の陽小(15)	21学級	光が丘第八小(9)				
	148	438	586	211			118	

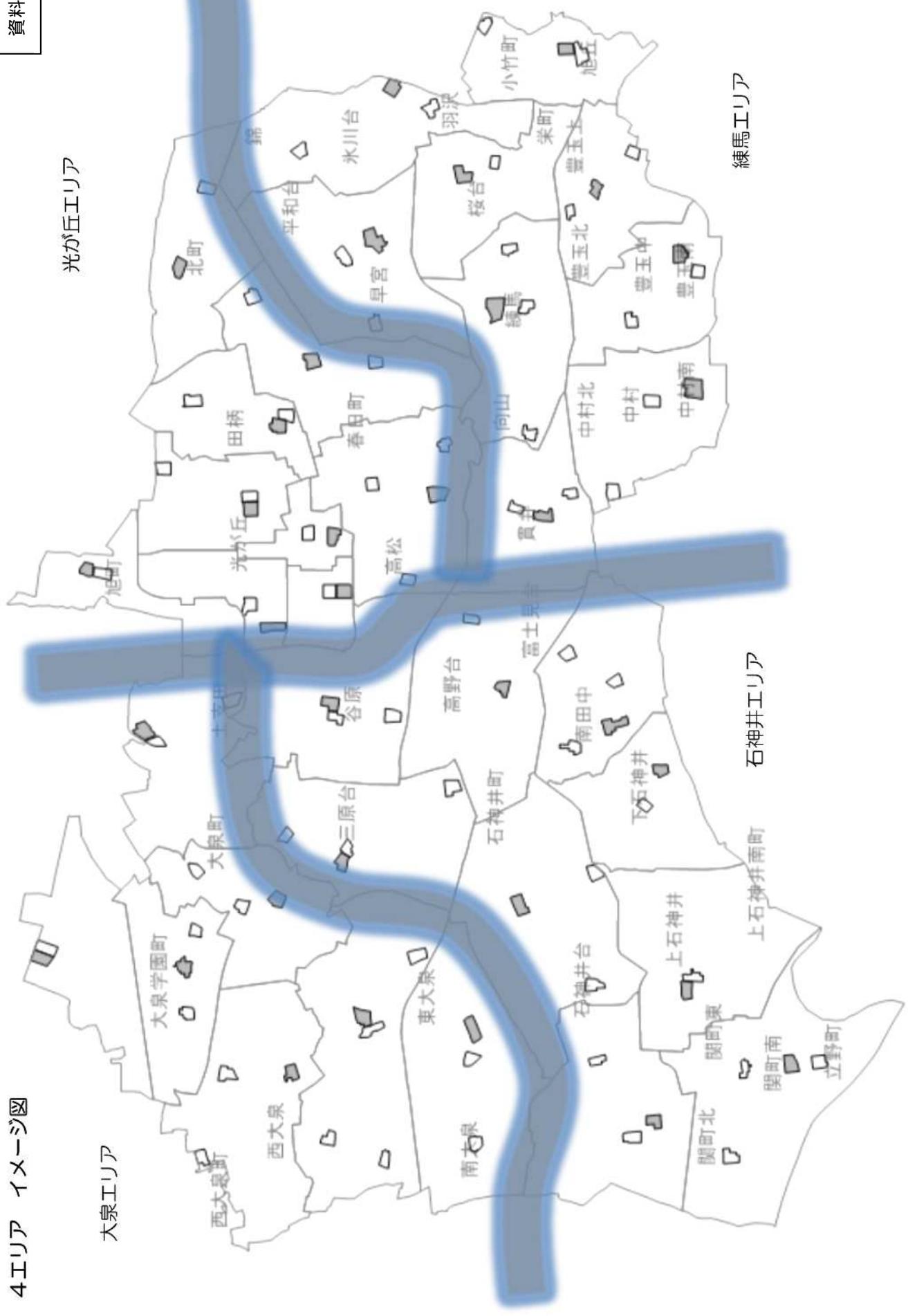
隣接・近接している小中学校の状況

通学区域の整合性　完全一致(7)　おおむね一致(12)　複数中学校へ進学(14)　× 小中とも複数(1)

	隣接・近接の小中学校			グループ内の小学校		通学区域の整合性	中学校区内1学年幼児数	エリア計
石 神 井 エ リ ア	石神井中(18)	石神井小(18)		上石神井北小(18)		×		
	655	573		602			232	
	石神井東中(15)	石神井東小(12)		富士見台小(18)				
	507	378		601			252	
	石神井西中(18)	立野小(13)		石神井西小(12)	関町小(21)			
	652	411		330	664		255	
	石神井南中(12)	下石神井小(22)						
	394	718					157	
	上石神井中(12)	上石神井小(18)	12学級					
	400	588	988				163	
	南が丘中(8)	南が丘小(12)		南田中小(12)				
	239	314		316			148	
	谷原中(11)	北原小(18)	12学級	谷原小(18)				
	404	635	1,039	568			207	
	三原台中(17)	泉新小(18)	12学級	光和小(25)	橋戸小(12)			
大 泉 エ リ ア	583	573	1,156	848	356		208	
	閑中(15)	閑町北小(18)		石神井台小(18)				
	522	555		627			226	
	大泉中(20)	大泉小(13)	12学級	大泉第六小(16)	大泉東小(20)			
	725	444	1,169	490	672		267	
	大泉第二中(16)	大泉南小(20)		大泉第二小(22)				
	565	641		741			234	
	大泉西中(15)	大泉第三小(19)		大泉第四小(20)	大泉西小(12)			
	552	606		665	341		193	
	大泉北中(15)	大泉北小(20)		大泉第一小(12)				
八 坂 中 学 校	503	702		338			130	
	大泉学園中(14)	大泉学園小(12)		大泉学園緑小(19)				
	509	396		632			128	
	小中一貫教育校 大泉桜学園 (8+13)							
	232	439					98	
	八坂中(8)	八坂小(15)	23学級	豊溪小(12)				
	256	471	727	384			156	

4エリア イメージ図

資料2



教育振興部教育企画課
教育振興部教育指導課

練馬区小中一貫教育推進会議の設置・運営について

(設置)

- 1 文部科学省委託事業「小中一貫教育校による多様な教育システムの調査研究」の実施に関する協議およびさまざまな小・中学校の状況に応じた小中一貫教育の進め方を検討するため、練馬区小中一貫教育推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(検討および報告)

- 2 推進会議は、次の各号に掲げる事項について検討する。
 - (1) さまざまな小・中学校の状況に応じた小中一貫教育の進め方
 - (2) 小中連携推進教員の育成方法・研修プログラムに関すること
 - (3) 小中一貫教育校の教育活動の検証および小中一貫教育の評価手法の開発
 - (4) その他、委員長が必要と認める事項

前条の各号における検討の結果について、教育委員会教育長へ報告を行う。

(構成)

- 3 推進会議は、委員長、副委員長および委員をもって構成し、委員の構成および委員長・副委員長は別表 1 のとおりとする。

(部会の設置)

- 4 推進組織の下部組織として、下記の部会を設置する。
 - (1) 小中連携推進教員育成研修部会
推進会議の所掌事項のうち、小中連携推進教員の育成方法・研修プログラムについて検討し、推進会議に報告する。
部会の委員および部会長は、別表 2 のとおりとする。
 - (2) 小中一貫教育校検証部会
推進会議の所掌事項のうち、小中一貫教育校の教育活動の検証および小中一貫教育の評価手法の開発について検討し、推進会議に報告する。
部会の委員および部会長は、別表 3 のとおりとする。一部の委員については、平成 26 年度から参加する。

(協力委員)

5 推進会議および部会の検討に資するため、協力委員を設置する。推進会議委員会および部会長は、必要に応じて協力委員の会議への参加を求めることができる。

(任期)

6 推進会議および部会の委員の任期は1年とし、再任することができる。ただし、平成25年度の任期については、委嘱の日から平成26年3月31日までとする。

任期途中で委員が交代する場合、交代後の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の運営)

7 推進会議は委員長が招集する。委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。委員長は、必要があると認めるときは、推進会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

推進会議および部会の会議の運営に関する事項は、それぞれの会議において決定する。

(設置期間)

8 推進会議および部会の設置期間は、平成25年11月19日～平成28年3月31日とする。

(庶務)

9 推進会議の庶務は、教育委員会事務局教育振興部教育企画課および教育指導課において処理する。

(委任)

10 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に関する必要な事項は、委員長が定める。

別表 1

練馬区小中一貫教育推進会議		人数
委員長	学識経験者	1名
副委員長	学識経験者	1名
委員	練馬区小学校 P T A 連合協議会	1名
	練馬区立中学校 P T A 連合協議会	1名
	練馬区立小中一貫教育校 大泉桜学園校長	1名
	練馬区立小学校長会	1 ~ 2名
	練馬区立中学校長会	1 ~ 2名
	練馬区立小学校副校長会	1名
	練馬区立中学校副校長会	1名
	教育振興部長	
協力委員	小中連携推進教員	6 ~ 7名

別表 2

小中連携推進教員育成研修部会		人数
部会長	学識経験者	1名
部会員	練馬区立小学校長会	1名
	練馬区立中学校長会	1名
	練馬区立小学校副校長会	1名
	練馬区立中学校副校長会	1名
	統括指導主事	1名
	指導主事	1名
協力委員	小中連携推進教員	6名

別表 3

小中一貫教育校検証部会		人数
部会長	学識経験者	1名
部会員	練馬区立小中一貫教育校 大泉桜学園校長	1名
	練馬区立大泉学園緑小学校長	1名
	練馬区立小学校長会	1名
	練馬区立中学校長会	1名
	教育指導課長	-
	教育企画課長	-
協力委員	研究協力者	1名
	小中一貫教育校大泉桜学園教職員	-

平成 26 年度から参加する部会員

部会員	練馬区小学校 P T A 連合協議会	1名
	練馬区立中学校 P T A 連合協議会	1名
	桜連絡会	1 ~ 3名
	大泉桜学園学校評議員	2名
	大泉桜学園学校応援団	2名
	町会	1名

平成25年度

敬称略

	氏 名	所 屬
委員長	葉養 正明	埼玉学園大学 人間学部 子ども発達学科 教授 (学識経験者)
副委員長	岡田 行雄	帝京大学短期大学 現代ビジネス学科 教授 (学識経験者)
委員	横澤 由明	豊玉東小学校PTA会長 (練馬区小学校PTA連合協議会)
	青柳 直美	三原台中学校PTA会長 (練馬区立中学校PTA連合協議会)
	木下川 肇	小中一貫教育校大泉桜学園校長
	吉羽 哲夫	豊玉東小学校長(小学校長会)
	松丸 晴美	開進第四中学校長(中学校長会)
	佐野 匠	旭丘小学校副校長(小学校副校長会)
	大瀧 訓久	三原台中学校副校長(中学校副校長会)
	郡 榮作	教育振興部長

協力委員	飯塚 将史	旭丘小学校 小中連携推進教員(連携クリエーター)
	福島 博史	小竹小学校 小中連携推進教員(連携クリエーター)
	濱屋 雄二	豊玉第二小学校 小中連携推進教員(連携クリエーター)
	山中 順子	豊玉東小学校 小中連携推進教員(連携クリエーター)
	矢澤 義人	旭丘中学校 小中連携推進教員(連携クリエーター)
	北村 比左嘉	豊玉第二中学校 小中連携推進教員(連携クリエーター)

事務局	羽生 慶一郎	教育振興部 教育企画課長
	内野 ひろみ	教育振興部 学務課長
	堀田 直樹	教育振興部 教育指導課長
	鈴木 裕行	教育振興部 教育指導課 統括指導主事
	金子 明子	教育振興部 教育企画課 新しい学校づくり担当係長
	川ノ口 純	教育振興部 教育企画課 新しい学校づくり担当係

	氏名	所属
委員長	葉養 正明	文教大学 教育学部 心理教育課程 教授 (学識経験者)
副委員長	岡田 行雄	帝京大学短期大学 現代ビジネス学科 教授 (学識経験者)
委員	坂田 直哉	大泉小学校PTA会長 (練馬区小学校PTA連合協議会)
	諸井 良治	開進第三中学校PTA会長 (練馬区立中学校PTA連合協議会)
	木下川 肇	小中一貫教育校大泉桜学園校長
	泉崎 春海	小竹小学校長(小学校長会) 11月まで
	富澤 素子	光が丘四季の香小学校長(小学校長会) 12月から
	吉羽 哲夫	豊玉東小学校長(小学校長会)
	中山 徹	田柄中学校長(中学校長会)
	松丸 晴美	石神井西中学校長(中学校長会)
	佐野 匠	旭丘小学校副校長(小学校副校長会)
	大瀧 訓久	三原台中学校副校長(中学校副校長会)
	郡 榮作	教育振興部長

協力委員	飯塚 将史	旭丘小学校 小中連携推進教員(連携クリエーター)
	福島 博史	小竹小学校 小中連携推進教員(連携クリエーター)
	岡田 孝子	石神井東小学校 小中連携推進教員(連携クリエーター)
	矢澤 義人	旭丘中学校 小中連携推進教員(連携クリエーター)
	河西 敦子	開進第三中学校 小中連携推進教員(連携クリエーター)
	石坂 恵理	上石神井中学校 小中連携推進教員(連携クリエーター)

事務局	羽生 慶一郎	教育振興部 教育企画課長
	内野 ひろみ	教育振興部 学務課長
	堀田 直樹	教育振興部 教育指導課長
	鈴木 裕行	教育振興部 教育指導課 統括指導主事
	金子 明子	教育振興部 教育企画課 新しい学校づくり担当係長
	三ツ谷 博明	教育振興部 教育企画課 新しい学校づくり担当係

	氏 名	所 属
委員長	葉養 正明	文教大学 教育学部 心理教育課程 教授 (学識経験者)
副委員長	岡田 行雄	帝京大学 教職大学院教授 (学識経験者)
委員	鈴木 俊二	開進第四小学校PTA会長 (練馬区小学校PTA連合協議会)
	宮原 周	旭丘中学校PTA会長 (練馬区立中学校PTA連合協議会)
	木下川 肇	小中一貫教育校大泉桜学園校長
	瀧嶋 克己	小竹小学校長(小学校長会)
	吉羽 哲夫	豊玉東小学校長(小学校長会)
	山谷 安雄	旭丘中学校長(中学校長会)
	松丸 晴美	石神井西中学校長(中学校長会)
	垣崎 晃	田柄第二小学校副校長(小学校副校長会)
	若澤 直樹	光が丘第三中学校副校長(中学校副校長会)
	中村 哲明	教育振興部長

協力委員	飯塚 将史	旭丘小学校 小中連携推進教員(連携クリエーター)
	岡田 孝子	石神井東小学校 小中連携推進教員(連携クリエーター)
	杉山 太郎	上石神井北小学校 小中連携推進教員(連携クリエーター)
	岩元 龍一郎	練馬東中学校 小中連携推進教員(連携クリエーター)
	高橋 宏治	光が丘第一中学校 小中連携推進教員(連携クリエーター)
	石坂 恵理	上石神井中学校 小中連携推進教員(連携クリエーター)

事務局	伊藤 安人	教育振興部 教育企画課長
	山崎 泰	教育振興部 学務課長
	堀田 直樹	教育振興部 教育指導課長
	鈴木 薫	教育振興部 教育指導課 統括指導主事
	金子 明子	教育振興部 教育企画課 新しい学校づくり担当係長
	三ツ谷 博明	教育振興部 教育企画課 新しい学校づくり担当係

練馬区小中一貫教育推進方針

平成 28 年（2016 年）6 月

発行 練馬区教育委員会 教育振興部 教育指導課
電話（03）5984-5759